



令和7年7月4日
北海道運輸局自動車交通部

タクシー運賃改定手続きを開始します ～函館A地区～

函館地区(※1)の法人タクシー事業者から労働条件の改善、燃料価格の高騰などを理由に運賃改定申請があり、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、同地区の法人タクシー事業者の全体車両数の5割に達しました。

これを受け、運賃改定申請の内容について審査した結果、同地区における標準能率事業者(※2)の適正利潤を含む収支率が100%を下回ったため、運賃改定が必要と判断いたしました。

なお、今回は函館A地区に限り運賃改定を行う予定であり、今後、原価計算を行った上で新たな運賃を公示いたします。

※1 函館地区

函館A地区：函館交通圏(函館市(旧南茅部町を除く。)、北斗市、七飯町)

函館B地区：松前圏(知内町、木古内町、松前町、福島町)、檜山圏(江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、八雲町(旧熊石町に限る。)、せたな町、今金町)、森圏(函館市(旧南茅部町に限る。)、鹿部町、森町)、八雲圏(八雲町(旧八雲町に限る。))、長万部町)、奥尻島(奥尻町)

※2 車両数5両以下や主たる事業がタクシー事業以外となる者などを除いた、標準的な経営を行っている事業者

○ 運賃改定申請受付期間

令和7年5月7日～令和7年8月6日

○ 運賃改定申請率

地区事業者数	申請事業者数	申請車両数(A)	地区車両数(B)	申請率(A÷B)
31者	11者	550両	733両	75.03%

【本発表に関する問い合わせ先】

北海道運輸局 自動車交通部 旅客第二課 平澤・三宅
TEL:011-290-2742

内訳：函館A地区

○ 運賃改定申請率

地区事業者数	申請事業者数	申請車両数(A)	地区車両数(B)	申請率(A÷B)
17者	11者	550両	650両	84.62%

○ 運賃改定申請内容

普通車	初乗運賃		加算運賃		時間距離併用制	
	距離	額	距離	額	時間	額
申請	1.313km	700円～770円	237m～260m	100円	1分30秒～1分35秒	100円

○ 現行運賃

普通車	初乗運賃		加算運賃		時間距離併用制	
	距離	額	距離	額	時間	額
現行	1.313km	600円	302m	100円	1分50秒	100円

○ 運賃改定実施状況

令和5年8月10日 改定率10.35%

内訳：函館B地区

○ 運賃改定申請率

地区事業者数	申請事業者数	申請車両数(A)	地区車両数(B)	申請率(A÷B)
14者	0者	0両	83両	0%

○ 現行運賃

普通車	初乗運賃		加算運賃		時間距離併用制	
	距離	額	距離	額	時間	額
現行	1.4km	700円	276m	100円	1分40秒	100円

○ 運賃改定実施状況

令和5年10月25日 改定率11.74%

函館A地区

函館B地区

